

熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金交付要領

(趣旨)

- 第1 熊本県内の指定障害福祉サービス事業所等における直接処遇職員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事している職員（以下「現任職員」という。）が専門性向上のための研修を受講している期間における代替職員確保のための経費について助成することで、研修の受講を促し、障がい福祉従事者の確保や専門性の向上を図ることを目的として、指定障害福祉サービス事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、同法第51条14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設並びに同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

(2) 指定障害福祉サービス事業所等

指定障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等、同法第51条14第1項に規定する指定地域相談支援、同法第51条17第1項第2号に規定する指定計画相談支援、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援及び同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援の事業を行う事業所等をいう。

(補助対象等)

- 第3 補助金の対象となる事業費（以下「事業費」という。）は、県内の指定障害福祉サービス事業者等が、現任職員に都道府県知事の指定した研修事業者が実施する別表の対象研修を受講させている期間における代替職員の確保等に要する経費であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものに対し補助するものとする。

- (1) 対象研修を受講する者（以下「受講者」という。）は、現任職員であること。
- (2) 受講者は、当該研修が開始された日が属する年度内に当該研修を修了すること。
- (3) 受講者の研修受講期間における勤務管理上の扱いは、勤務扱いとすること。

(補助金の額)

- 第4 この補助金の交付額は、別表の補助基準額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に1/2を乗じた額以内とする。ただし、算出されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の条件)

第5 本補助金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付申請)

第6 要項第3条の申請書は、事業開始の日の30日前までに提出するものとする。

ただし、4月1日から6月30日までに事業開始した場合に限り、事後申請を受け付けるものとする。

事後申請の申請書は7月31日までに提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金に係る事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金に係る所要額調書(別記様式第2号)

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載したものとする。

(補助金の交付決定)

第7 規則第4条の規定による交付決定については、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第8 要項第6条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(補助事業等の内容の変更)

第9 要項第5条第2項の変更申請書には、次の書類を添付しなければならない。

熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金に係る事業変更計画書(別記様式第3号)

(実績報告)

第10 要項第9条の実績報告書は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

ただし、要領第6に定める事後申請に対して県が交付決定したものに限り、交付決定後、速やかに提出するものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第3号のその他必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金に係る事業実績書(別記様式第4号)
- (2) 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金に係る所要額精算書(別記様式第5号)

3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載したものとする。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要領は、令和元年7月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年11月5日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年5月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象となる研修名	2 事業費	3 補助基準額 (上限額) (受講者1人あたり)	4 補助率
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	代替職員人件費相当額	14,160円	1/2
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	※研修受講に係る受講料、	14,160円	
同行援護従業者養成研修（一般課程）	受講に係る旅費及びテキ	23,600円	
同行援護従業者養成研修（応用課程）	ストや資料等に係る実費	14,160円	
行動援護従業者養成研修	相当額は除く。	28,320円	